

中小企業定年引上げ等奨励金受給のための相談票

「65歳以上への定年引上げ」、「定年の定め廃止」、「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入」又は「65歳前に契約期間が切れない契約形態による希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度」（65歳安定継続雇用制度）を導入した中小企業事業主に対して奨励金が支給される場合があります。

下記の項目に該当する場合は、お気軽にご相談ください（該当する場合に 印）

- ア． 雇用保険被保険者数が300人以下である。 ()
- イ． 今回の定年引上げ等の**実施日の1年前から、定年を定めている場合は、60歳を下回っておらず**、かつ、65歳未満の定年を定めている場合には、**以下の年齢まで高年齢者の雇用を確保するための定年年齢又は継続雇用措置を講じている。** ()

* 65歳までの雇用確保措置の実施期間

平成19年4月 1日から平成22年3月31日まで	6 3 歳
平成22年4月 1日から平成25年3月31日まで	6 4 歳

- ウ． 就業規則は労働基準監督署に届け出ている。 ()
- * 10人未満のため未届けの場合はご相談ください。
- エ． 奨励金申請の前日において、**1年以上継続して雇用されている64歳以上の常用被保険者が1人以上**いる。()又は、**60歳以上64歳未満の常用被保険者が1人以上**いる。()
- オ． 労働保険料は、納期までに納めている。 ()

現状及び引上げ等予定している内容をご記入ください。

- カ． 現 状 (定年 歳、 継続雇用 歳)
- キ． 今回、引上げ等予定している内容
- (ア) 定年の引上げ (歳)
- (イ) 定年の定め廃止
- (ウ) 継続雇用 (歳、 希望者全員 ・ 再雇用の基準を設定)
- (エ) 65歳前に契約期間が切れない契約形態による希望者全員を対象とした継続雇用
- (オ) 上記の組合せ、その他 ()

* できるだけ、会社に備え付けている就業規則（定年制に関する新・旧条文、施行日、監督署受理日が分かるもの）を拝見のうえ、ご相談を受けたいと思います。

企業名等

企 業 名			
所 在 地	〒		
ご担当者名	被保険者数	人	
電 話	F A X		

ご記入が終わりましたら、この用紙を下記あて F A X でお送りください。

お問い合わせ先 (社) 石川県雇用支援協会 高齢事業部 広岡、金丸
 (電話) 0 7 6 - 2 3 9 - 0 8 2 5 (F A X) 0 7 6 - 2 3 9 - 3 6 9 2